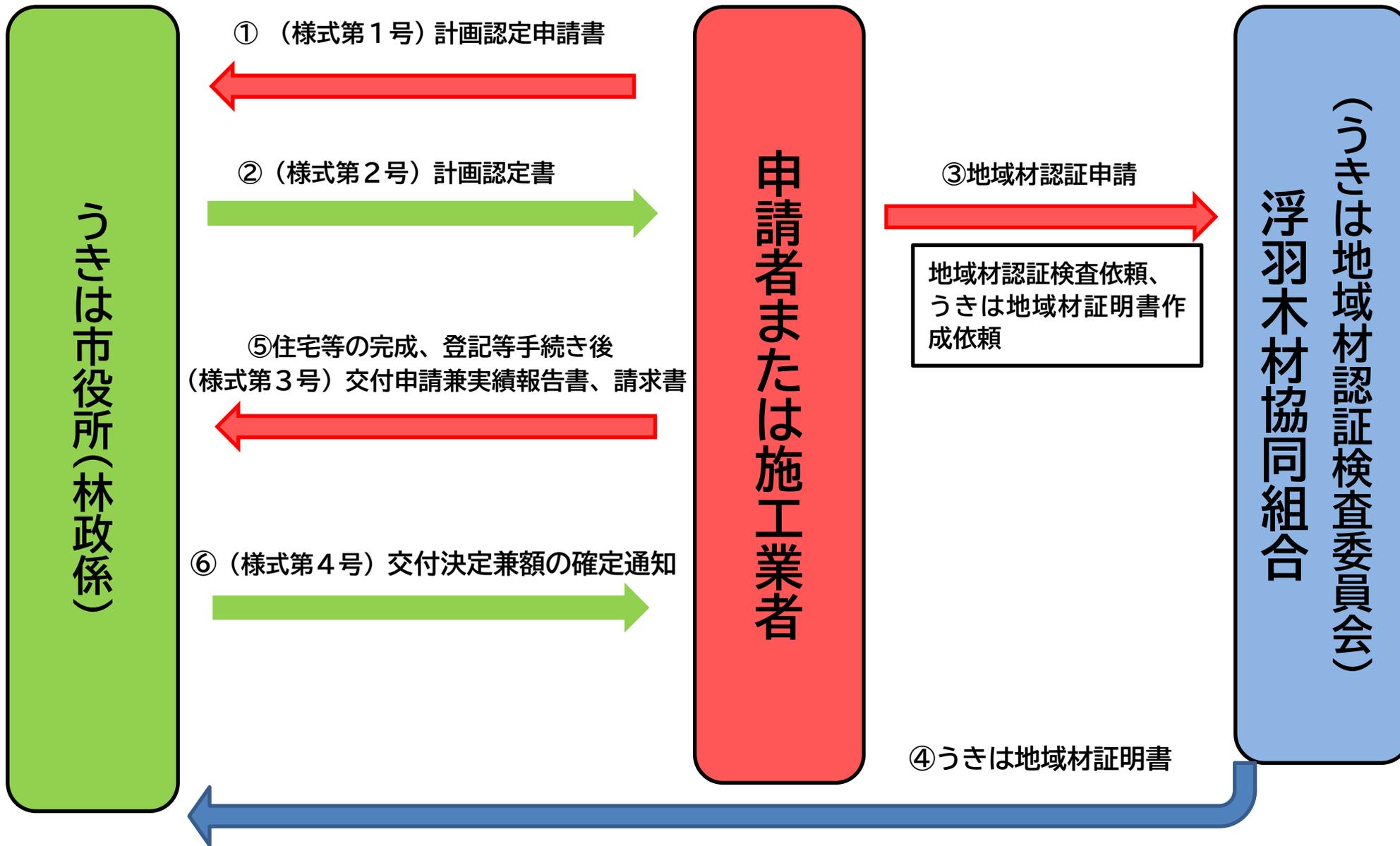


# うきは市地域木材利用促進事業費補助金手続きの流れ

令和6年4月1日から



## 地域木材利用促進事業費補助金手続きの流れ

- ① 計画認定申請書（申請者または施工業者 → うきは市）  
補助金の交付を受けようとする方は、計画認定申請書（様式第1号）に必要書類を添えて提出してください。また、建築業者の方等が申請事務を代理する場合は委任状を一緒に提出ください。
  
- ② 計画認定書（うきは市 → 申請者または施工業者）  
事業計画書が適正であると認められた時は、事業計画認定書を申請者または施工業者に送付します。
  
- ③ うきは地域材認証申請（申請者または施工業者→浮羽木材協同組合）  
浮羽木材協同組合より、うきは地域材の木材証明を得るための認証検査があるため、うきは地域材認証申請書と出荷証明書のコピー、うきは市製材証明書（様式5号関係）を提出ください。  
※浮羽木材協同組合（うきは市吉井町若宮2-1 TEL0943-75-2949）
  
- ④ うきは地域材証明書等（浮羽木材協同組合 → うきは市）  
うきは地域材認証検査が行われ適正であれば、様式5号関係書類の木材証明書等が提出される。
  
- ⑤ 交付申請兼実績報告書、請求書（申請者または施工業者 → うきは市）  
認証検査終了後に住宅等が完成し、支払いや登記等の手続きが終わり次第、交付申請兼実績報告書（様式第3号）および請求書を提出してください。
  
- ⑥ 交付決定兼額の確定通知（うきは市 → 申請者または施工業者）  
添付書類を含む補助金交付申請兼実績報告書が適正であれば、事業認定者（申請者または施工業者）へ補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第4号）を通知します。